

2022年10月11日

2023年度 [第1期] JST 博士後期課程学生支援プロジェクト募集要項
(未来社会のグランドデザインを描く博士人材の育成)

博士後期課程学生支援プロジェクト
事業統括 武林 亨

1. 趣旨

本学では JST「次世代研究者挑戦的研究プログラム」の助成金を得て、博士後期課程において「未来社会のグランドデザインを描く博士人材の育成」を実施します。このプログラムは日本の科学技術・イノベーションの将来を担う優秀な志ある博士後期課程学生を育成することが目的とされています。

本プロジェクトでは、高い研究力に加え、人や社会の営みそのものへの深い理解に基づく新しい価値を創造する力、解くべき課題を発見する力、そして限りある資源を適切に配分して解決につなげる力を有し、『未来社会のグランドデザイン』すわなち 50 年後の次の社会をどうつくっていくかを自ら考え行動に移せる博士人材を育てることを目指しています。

このため、分野を問わず、真摯に自らの研究課題に取り組むとともに、多様なキャリアパスにおいて活躍するために求められる能力を育成する取り組み（キャリア開発・育成コンテンツ）に自律的に参加する、意欲ある博士後期課程学生に研究費および生活費相当額を補助し、挑戦的・融合的な研究活動を支援します。

2. 支援期間・支援内容・支給額

<今年度採用予定人数>

全塾・全学年で 60 名程度

<支援期間>

最大 3 年間（4 年制の場合は 4 年間）で、最短修業年限を上限とします。

年度ごとに継続の意思、資格、および活動実績を確認します。

<支援内容>

資金補助だけでなく、博士後期課程学生が将来にわたって多様なキャリアパスで活躍するためのキャリア開発・育成コンテンツを提供します。

<支給額>

生活費相当額および研究費を支給します。

※2023 年 9 月入学の場合は、2023 年度については生活費相当額および研究費は半期分の補助となります。2023 年 9 月に最短修業年限を迎える場合についても同様に半期分の補助となります。

- ・生活費相当額：一律年間 220 万円
- ・研究費：年間 30 万円を基礎額とします
- ・挑戦的取り組み補助費：

海外交流、フィールドワーク（国内含む）、インターンシップ等のキャリア開発・育成コンテンツでの取り組み、あるいは、新たな発想による研究の展開など、挑戦的な取り組みに対して、申請内容により適切な額（上限 100 万円）を上記に上乗せで支給する場合があります。現時点で計画できるものがある場合は、申請書①に計画を必ず記載してください。申請の際は、p.4 で指示する【学

生向け書式】BOXに挑戦的取組ガイドラインおよび申請のコツについての説明資料を格納しておりますので、参照の上で趣旨に沿った申請となるよう注意してください。

<振込先・管理>

生活費相当額は採択者本人の銀行口座へ振り込みます。銀行口座は、日本国内のものに限ります。現在日本に銀行口座をお持ちでない場合は、事務局へ事前にご連絡ください。なお、生活費相当額の振込時期は、採択者に別途ご案内いたします。

研究費および挑戦的取組補助費は所属キャンパスでの機関管理とします。

3. 応募要件

未来社会のグランドデザインを描き、それを実現するための研究に挑戦しようとする優れた博士後期課程学生。自律的に異なる研究領域との対話の場等に参加し、意欲的に研究に取り組むこと。

1) 対象者

A. 2022/12/8 までに 2023 年度慶應義塾大学博士（後期）課程入試に合格している（予定の）者

- ・合否発表前に本プロジェクトの研究科締切がある場合、発表を待たずに研究科に申請可能です。
- ・ただし、入試不合格、入学辞退、予定の時期に入学しなかった場合は不採択とし、補助しません。
- ・第 1 期の応募要件を満たさないが 2023 年度入学予定の方は、年明け以降に予定している第 2 期募集に応募してください。

B. すでに慶應義塾大学博士（後期）課程に在籍し、2023 年 4 月までに最短修業年限を超えていない者

※A,B どちらについても、申請時および採択決定までに必要書類を提出でき、補助開始時に日本にいることを原則とします。ただし、やむを得ない事情で日本に入学できない場合は、事務局へ事前に連絡してください。

2) 他事業との重複

JSPS 特別研究員 DC、博士課程教育リーディングプログラム参加学生として給与を得る者、国費留学生は対象としません。（私費留学生は対象ですが、1)、3)の応募要件に相反する場合は対象としません。）

奨学金・補助金等については、他事業との併給・併願を不可としているものがあるため、受給している、または出願を予定している奨学金や補助金と本プロジェクトとの併給・併願が可能であるか不明な場合は、必ず本プロジェクト申請前に相手先（資金元）に確認してください。

3) 収入制限

所属する大学や企業等から、生活給として十分な水準で給与・役員報酬等の収入を得ていると認められる学生は対象外とします。十分な水準の収入の基準として、年間 240 万円（当該年度 9 月入学または 9 月に最短修業年限を迎える場合は、半年間で 120 万円）を超えないものとします。さらに、用途が生活費と明確に判断できる奨学金・補助金等は、制限の対象となる収入に算入してください。

収入制限に算入を必要としない場合でも、アルバイト等は研究やキャリア開発・育成コンテンツに取り組むことに支障がない範囲でのみ可能とします。

収入制限の詳細については、FAQ を必ず確認してください。収入制限の基準に合致しない申請は不受理とします。FAQ は p.4 で指示する【学生向け書式】BOX から閲覧できます。

※本文書、[FAQ](#)を見ても、自身の収入が安定的な収入として基準額に算入する必要があるかの判断がつかない場合は、事前に研究科の申請受付担当部署へ確認してください。

<収入制限の基準額に算入する収入の一例>

算入するもの	所属する大学や企業等からの給与・役員報酬等の収入、用途が生活費と明確に判断できる奨学金、補助金等
算入しないもの	アルバイト、パート、TA、RA で得られる収入等 ※ただし、医師のパート勤務や非常勤講師等、例外的に算入が必要な場合がある。必ず FAQ を事前に参照し、収入制限に抵触しないか確認すること。

<収入見込確認について>

採択者のうち、収入制限の基準額に算入すべき収入がある場合は、事務局から個別に 2023 年度の収入見込確認書類の提出を求めます。その際、入学後 2 週間程度を提出期限とします。採択決定後でも条件を満たさないことが判明した場合、不採択となります。また、提出が遅れた場合は生活費相当額の振込を保留します。

4. 支援対象学生の義務等

支援対象学生には、義務、遵守事項、協力を求められることがあります。[「慶應義塾大学における次世代研究者挑戦的研究プログラム『未来社会のグランドデザインを描く博士人材の育成』に関する取扱」](#)に記載された事項を了解した上で申請してください。

5. 選抜・補助開始スケジュール（予定）

- 10月11日 2023年度第1期募集要項公開開始（申請受付期間は各研究科が設定）
- 12月下旬 採否通知、採択者が行う諸手続きについて採択者へ別途ご案内
- 4月上旬 研究費の支出開始（機関管理） ※ 4月1日以降の請求書が有効
（9月入学予定者は10月から開始）

6. 申請方法・申請締切

申請書等の提出方法、締切日等は研究科により異なります。下記のリンク一覧から、ご自身が入学・進学予定（申請要件 B の方は在籍中）の研究科の案内を確認してください。

研究科名	申請方法に関する案内へのリンク
文学研究科	https://keio.box.com/v/2023-1st-bun-boshu
経済学研究科	https://keio.box.com/v/2023-1st-keizai-boshu
法学研究科	https://keio.box.com/v/2023-1st-hougaku-boshu
社会学研究科	https://keio.box.com/v/2023-1st-shagaku-boshu
商学研究科	https://keio.box.com/v/2023-1st-shogaku-boshu
医学研究科	https://keio.box.com/v/2023-1st-igaku-boshu
理工学研究科	https://keio.box.com/v/2023-1st-rikogaku-boshu
経営管理研究科	https://keio.box.com/v/2023-1st-kbs-boshu
政策・メディア研究科	https://keio.box.com/v/2023-1st-seime-boshu

健康マネジメント研究科	https://keio.box.com/v/2023-1st-kenmane-boshu
システムデザイン・マネジメント研究科	https://keio.box.com/v/2023-1st-sdm-boshu
メディアデザイン研究科	https://keio.box.com/v/2023-1st-kmd-boshu
薬学研究科	https://keio.box.com/v/2023-1st-yakugaku-boshu

7. 提出書類

- (1) 申請書①（所定の様式に記入し、研究科の指示に沿って提出してください。）
- (2) 申請書②（Google フォームにて回答してください。）
- (3) 所見書（指導教員が作成するものです。）

・指導教員について

p.2 応募要件 1)対象者 A の場合：慶應義塾大学博士（後期）課程入学後の指導（予定）教員

対象者 B の場合：現在所属している研究科での指導教員

※なお、研究科ごとの申請受付方法の案内に所見書の作成について別途指示がある場合はそちらに従ってください。

【学生向け書式】 <https://keio.box.com/s/tvwhqn238pd0p6iydbzfqoa6dtdftf6z>

【指導教員向け所見書書式】 <https://keio.box.com/s/fv0k0vvhmsde6h90xgcq1lvy8i9tzaao>

8. 選考の観点

- ・研究計画の卓越性、新規性、重要性
- ・分野や領域を超え、新しい価値創造へ挑戦しようとする意欲やケイパビリティ(研究者としての資質)
- ・学位取得と修了後のキャリアや社会へのインパクト

9. 注意事項

- ・本プロジェクトの透明性確保の観点から、慶應義塾大学 Web サイトで研究科、学年、氏名、研究課題名を公表します。
- ・年度途中でも申請要件を満たさなくなった場合には、打ち切りの可能性があります。
- ・生活費相当額は税法上雑所得として扱われていることを扶養義務者（親等）に伝えるとともに、健康保険や扶養手当等における扶養の扱いについては、扶養義務者（親等）の職場等に問い合わせてください。また、所得税における扶養の扱いについては、近隣の税務署に問い合わせてください。
- ・生活費相当額は雑所得として扱われ、所得税、住民税の課税の対象となります。確定申告が必要です。
参考サイト：国税庁「所得税の確定申告」<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/shinkoku/kakutei.htm>
- ・生活費相当額等の支給は、博士後期課程学生による既存の枠組みにとらわれない自由で挑戦的・融合的な研究を支援するものであるため、学生と大学間の雇用関係を前提とするものではありません。このため、社会保険、年金等は支援対象学生自身の手続き・管理が必要です。

◆本プロジェクトの事務局◆慶應義塾 学術研究支援部（三田キャンパス 南別館 4階）

E-mail : jst-doctoral_inquiry@adst.keio.ac.jp 対応時間：平日 8：30～17：00

※問合の際は、件名に【JST 博士問合せ】と必ず記載してください。